考慮されないままとなるからである。

被告が本件許可処分に際して、右確認を行ったかどうかは被告書面、同証拠では不明である。が、いずれにしろ、確認していたところで、先の「原子力防災計画の整備ー普段からの準備」は災害対策基本法には存在せず、また伊方町にも周辺市町にも存在していなかったことは、争う余地のない事実である。

被告は、本件２号炉増設許可に際して、原子炉の立地する伊方町にも、周辺市町にも原子力防災計画が制定されず、災害計画は一般自然災害に対応するものでしかなかったにもかかわらず、それを一切考慮せず、また、安全審査においても右の要件が充たされているかどうかについてを審査対象でないとして審査しないままに、公衆の安全は確保されるとした審査結論について、その失当を指摘せず、審査のやり直しも命ずることなく、審査を正当と認め、被告の段階においても、災害対策基本法、政令のみでは対応できないことを認めないまま、その不備、欠陥を補正することなく許可処分を行った。

その結果、原告及び伊方町民、周辺地域住民は、この許可時点においては、本件２号炉に万一の原子力災害が発生した場合、原告らの放射能被ばくからの防備、避難等について何一つ保障されないままに「万一の場合にも公衆の安全は確保されると認められる」との結論を押付けられることになったのである。しかし、現実には、住民の安全は全く保障されていないのである。右の事実は原子力基本法の第二条の「平和の目的に限り、安全の確保を旨として－」の基本方針に照らして違反している。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の第一条「－あわせて、これらによる災害を防止して公共の安全を図る－」との目的に違反し、また同法二十四条の四「－原子炉による災害の防止上支障がないものであること」に違反している。さらに、憲法第十一条「基本的人件の享有」及び同十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、更に同二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営なむ権利を有する」の各条項に違反していることは明白である。

よって、違法に成された本件許可処分は直ちに取り消去されねばならない。（終わり）

会計報告('93.5/1～5/31)

収入	
会費	5、000
ニュース講読料	39、000
計	44、000
支出	
ニュース印刷代	30、000
郵送料	9、089
振替手数料	185
資料費	2、920
２号炉公判支援	30、000
ゼロックス・リース料	10、300
計	82、494
差引	－38、494
積立金合計	2、081、037

伊方訴訟ニュース

第238号
1993年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第４９回公判

新裁判長に徹底した公正な審理を要望
國側垣見証人は予想どおりの証言
「地盤は良好で中央構造線も全く問題ない」

５月７日、松山地裁玄関前の傍聴席抽選の列には、老齢にもかかわらず、はるばる広島から傍聴にこられた小島丈治元広島大学教授も。一方今回も、電力関係の背広組が傍聴席の半数以上を占めていた。

新顔の裁判長らが入廷。東京高裁に転出した八束裁判長に替わって、神戸地裁から転入の紙浦裁判官が裁判長席に座る。裁判長が形式どおりに「弁論更新します」と発言したのを受けて、裁判長の許可を得たのち、広野さんを先頭に、原告席から新任の裁判長に対して、次のような要望が切々と訴えられた。

広野　伊方町で農業をしながら、１号炉訴訟以来裁判を続けてきています。

私たちは、最高裁が昨年１０月に１号炉訴訟に下した判決に納得していません。それは、最高裁が私たちの訴えに耳を傾けることなく、「原発については、裁判官が行政以上の判断をするのは無理だから、行政の判断に不合理な点があるかどうかだけを判断すればいい」と、裁判官の責任を放棄したからです。　しかし一方で最高裁は「安全審査に関する資料をすべて保持している行政庁は、その判断に不合理な点がないことを主張・立証する必要がある」と認めざるを得ませんでした。

今後も、徹底した新利を続けていただくよう重ねて裁判官の皆さんに要望します。

近藤　裁判長は、恐らく、被告席にいる人たちを「性善説」で見て、まさかそんなことは、と思っておられるだろうが、たとえば、実際に炉心が溶融したＴＭＩ事故の後でも、安全審査では、炉心溶融時の事態につては全く検討しないまま。また、チェルノブイリ事故では、世界保健機構も確認しているように、被ばくしたベルラーシの子供たちの甲状腺ガンが通常の２４倍も発生し、原発の安全性を確保するのに、被告も含め世界中が躍起となっている。先入観を退け、被告が、何をもとに、法律的に裏付けられたどういう判断をしたか、を十分審理し判断を下してほしい。

大野　これまで被告は、こちらが準備書面を提出しても、まともな返答をせず、そのために裁判が長引いてきています。

伊方原発の敷地周辺は、研究者にとって、

とても興味があるほどの問題の地質地帯である上に、活断層の中央構造線は地震を必ず起こすのに、被告は、その位置さえ確かめようとせず、調査しないか、しても結果は公表しないで無視する、というひどい有様をしっかり見てほしい。

斎間　まず、公正な裁判をやってほしい。私たち原告は、仕事を休んで裁判に出、証拠資料も、新聞の切り抜きや図書館で探すということで、大勢が仕事としてやっている被告側との間に大きなハンデがあるから。

次には、なぜ長期の裁判に訴えているかということ。原告の中には、反対運動の中で警察の弾圧を受けた者もいるが、皆、生まれ育った所を守りたい一心でやっている。

さらに、プルトニウムなど放射性毒物の危険は、他の公害と決定的な差があるということや、エネルギー問題としても、どうしても原発でないと、という考え方は世界的にも崩れてきている、ことなども考慮してほしい。

西園寺　行政は私たち住民に対して公正でなければならないが、原発に批判的な行政は皆無という状況です。その行政に最高裁は追従してしまいました。この裁判は住民の生存権に係わる裁判です。行政の批判こそ裁判所の務めだと思います。

約１時間に及ぶ原告らの意見陳述の後、國側の垣見俊弘証人に対する國側和田代理人による主尋問が始まった。

垣見証人は、構造地質学の専門家として、伊方１号炉に続いて、本件２号炉の安全審査でも、地質・地震関係を分担していたグループに調査委員として参加していた。その当時は国立の地質調査所の職員であったが、現在は、財団法人原子力発電技術機構（旧名は原子力工学試験センター）の特別顧問で、安全審査委員として、各地の安全審査に関わっている。

和田代理人は、例によって、本件安全審査の結論に導くよう、見え透いた尋問に終始した。その内容は、次号で報告する予定だが、以下には、垣見証人が証言という形で主張したいくつかの点を紹介しておく。

ｏ積荷試験によって１平方メートルあたり１４００トンもの「地耐力」を確認した。

ｏ敷地内には１０本ほどの「破砕帯」はあったが、その幅は最高でも４０センチ程度で活動性もなく、原子炉建物への影響はない。

ｏ敷地周辺で大規模な地すべりが起らないことは、空中写真やボーリングで確かめた。

ｏ周辺で起った「歴史地震」の大きさと、敷地の基礎岩盤の特性を考えて、長短両周期の設計最大地震動を想定した。

ｏ中央構造線の調査の結果、伊方より東には、活断層はあるが、長さは短い。伊方沖合に認められる地層の乱れも活断層ではなく、西方にも小規模な断層しかない。従って中央構造線は地震の評価に関係ないと判断した。

最後に、裁判長は垣見証人に対する反対尋問に必要な時間を原告側に尋ねたが、「次回に一応の返答を」ということで、次回公判を８月２７日終日ときめ閉廷した。

石川証人第２回反対尋問の内容

（その３）

防災対策は安全審査の対象外

原告　防災対策は審査の対象でない、と証言し、被告は、災害対策基本法で別途措置されているから、と答えている。措置されていから審査する必要はない、ということか。

石川　それは違う。防災対策が条件になっているのではない。

原告　ということは、防災計画が無く、原子力災害が発生した場合に住民に対する対策はされていない、ということを知っていても安全審査としてはいい、ということか。

石川　そうだ。重大事故や仮想事故の場合にも、著しい放射線障害を与えるものでないから。だが災害防止法を否定するものではない。なおさらよろしい、という位置付け。

原告　防災計画は、当然あっても、必要はない、ということか。

石川　念には念を入れる、ということは結構な話と思う。

原告　本件の敷地から放射能が絶対出ないと断言できるなら、不必要な原子力防災計画を作ることは、国家的にも、政治的にも非常識ではないか。

石川　低人口地帯や非居住地域から放射能が出ないなんて、一言も言っていない。

原告　本件の許可処分が行われた後に、総理大臣が原子力委員会に命じて原子力防災対策のマニュアルを作らせたのは何のためか。

石川　さらに念を入れるということ。

原告　念には念を入れる安全審査で、なぜやらなかったのか。

石川　安全審査では、施設が災害防止上支障がないと判断したが、計算した放出放射能はゼロではないから、仮に防災で避難して更に被ばくが少なくなればより結構。

原告　いや、防災計画の発動には、具体的な数字まで明記され、そこまでの放射能が出ると予想されているではないか。

石川　基準を作るということと、出る出ないの議論とは別の話。

原告　そういう答は、ＴＭＩ事故やチェルノブイリまでの返事にすぎない。

使用済燃料の輸送や処分は？

原告　本件の使用済燃料は、一応フランスか東海村に運ぶようになっているようだが、そのへんは審査の対象になっているのか。

石川　どこで再処理するかについては記述があるが、それの審査はやっていない。

原告　輸送については？

石川　輸送容器は、２号炉の審査ではないが、安全審査していると思う。輸送ルートについては、対象に入っていないと思う。

原告　審査方針の中に明記されているか。

石川　輸送容器以降は別。

原告　敷地内の廃棄物や使用済燃料の貯蔵庫については？

石川　審査している。

原告　貯蔵庫と輸送容器は同じようなものなのに、容器はなぜ審査しないのか。

石川　使用済燃料の貯蔵プールと容器とは全然違うものだ。

原告　安全審査では、一般公衆の安全を保障すると言っているのに、使用済燃料の輸送ルートを審査しないのは？

石川　審査しないと言っていない。どこでやっているか知らないと言っている。

原告　豊後水道、宇和海を通って太平洋に何回か出ていっているのを知っているか。

石川　そう予想される。

原告　そこで、過去にどれだけの海難事故があったか知っているか？

石川　審査に関係していないので。

原告　本件審査の後で、足摺沖でタンカーに向って米軍機が信号弾を落としたり、貨物船が鹿児島沖で米国の潜水艦と衝突して沈没したりしている。フランスのモン・ルイ号も衝突沈没した。

石川　モン・ルイ号のことは知っている。しかし、伊方の審査とは関係ない。

原告　昭和５０年の参議院の内閣委員会で政府委員は「使用済燃料を瀬戸内海を通って輸送した方が経済的だが、ほかに方法があれば、あまり適当でない」と、危険性を認めているのに、安全委員会では議論しないのか？

石川　本件審査と関係ない。

原告　もう一点。やはり同じ委員会で、政府委員は「使用済燃料の再処理の方途が確立していることを条件にして設置許可を出している」と言明しているのに、貯蔵庫までというのはおかしいのでは？

石川　どこで再処理するかについての説明はある、と言っている。

原告　審査報告書の中には、どこで再処理するかということは書いていないが？

石川　許可申請書には書いてあるはず。

原告　政府の方針として、最終処分地が確立していることを条件にする、といっているのに、なぜ審査しないのかを尋ねている。

石川　安全審査でなくても、原子力委員会の中で検討しているかもしれない。

原告　どっかで審査しているということ？

石川　私のした審査の範囲外だと。

裁判長　証言内容を確認したいが、使用済燃料の再処理も安全審査の内容か？

石川　申請書の記載事項と記憶している。

裁判長　ただ、審査報告書には記載されていない、と。

石川　はい。

裁判長　再処理の問題は、災害の発生の有無の審査の内容になるのか？

石川　再処理工場ができた時に審査されると思う。

裁判長　そうすると、再処理自体は審査の対象外だが、再処理がされるということは審査の対象になっているということ。

石川　安全審査の対象になっていないと聞いている。

裁判長　イギリスとかフランスに輸送する施設の構造とか、航路などは審査の対象か？

石川　安全審査の対象になるが、輸送・運搬の審査で。

裁判長　輸送方法や輸送航路などは審査の対象にはなるが、証人の担当部門には入っていない、ということ。

原告　最終的な再処理はどちらでやるか、ということは審査会に出ていたのか？

石川　申請書には、当然、記載されていたと思うから調べてほしい。

原告　先ほどの政府委員の答弁によると、本件安全審査当時には、再処理する場所は、まだ決まっていなかったようだが。

石川　私の経験したことでないので証言を差し控える。

原告　本件の許可時点では、使用済燃料の輸送、再処理などについては、何も確認されていなかった、ということ？

石川　そうだ。

原告　本件施設内のものだけに限って審査し、本件許可処分の要件となっている輸送や廃棄物処理については審査していないことは間違いないな。

裁判長　そんなことは言っていないのでは。再処理の輸送方法なども安全審査会の対象になると証言したのでは。

被告代理人　裁判長が言われたのは間違っていると思うが。

石川　どこで審査しているか、私がした審査の範囲外だと言っている。

原告　代理人は証人ではない。

被告代理人　そちらが誤導するから。

原告　誤導とは何を言うか。

裁判長　正確に証言してもらわねばならないから、被告の意見を聞く。

被告代理人　再処理の方法については乙１号証にある。先程からの証言は、再処理の方法については安全審査の対象と見ている、ということでないと理解している。

裁判長　それでは、審査の対象にしたものをもう一度。

石川　使用済燃料の貯蔵プールまでが審査の対象。

裁判長　使用済燃料の輸送などについての審査は、どういう形で？

石川　安全委員会の中の別途の審査部会で

裁判長　規制法の審査の対象として別の部会で？

石川　そう了解している。

裁判長　Ａ，Ｂ，Ｃのどこのグループで？

石川　それらのグループは原子力発電所の審査のためのもので、輸送とか再処理は、正式な名前は覚えていないが、別の審査会で。

原告　本件の審査を担当した第１２１部会では、再処理などの審査はやっていないな。

石川　そうだ。

原告　政府委員が、許可の条件と言っているのに。

石川　その委員の発言については証言しかねる。

被告代理人　使用済燃料の処分の方法については、原子炉等規制法二四条の第二号で審査し、安全審査は第四号の安全の要件についてやるということか？

石川　そう考えている。

原告　廃棄物の最終処分については？

石川　とくに規定されたものでない。

原告　そうすると、最終処分場なしに設置許可したのか。

石川　そうだ。

（終わり）

原告準備書面

大事故は必らず起こる
ー原子力災害から住民を守る審査を行わず
これを正当とした本件許可処分の違法性ー

（１９９２年２月１３日提出）

（その８）

はじめに

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

（二）万一の事故に際して、防災、避難計画等について、全く審査せず、それを正当として成された許可処分についての原告の指摘と主張。

（三）防災対策などは審査の対象ではないとして、災害対策基本法で別途措置されることになっていると主張する被告

（四）原子力災害と台風や地震の自然災害を

同列にしている災害対策基本法および施行令

（五）被告は、放射能災害を法で「災害」と認めているのに、放射能災害に対応する実効ある防災対策が策定されないことを知りながら、本件２号炉許可処分を行った。

（六）被告が自然災害と原子力災害の違いを認め、初めて原子力防災対策を策定したのは本件許可処分より３年２ヵ月後であった

（七）本件許可処分が成された時には、立地町の伊方町にすら、原子力防災計画は影も形もなかった。

（八）原子力の防災計画の整備を図り、万一の場合に備えて普段から準備が必要である－と、明記した原子力安全委員会報告書

（九）電力会社が歯牙にもかけない「一報告書」

（十）今度、こんな事故起こしたら若狭から出ていけ。

（十一）事故隠し、通報遅れ常習犯の本件２号炉設置申請者

（十二）労働者の大量被ばく、核燃料管損傷事故をヒタ隠しにした四電

（十三）百倍の放射能漏れでも運転強行が当たり前の四国電力

（十四）県への通報より、社長演説の準備が優先する四国電力

（十五）原発建設現場で相次ぐ死傷事故と通報遅れ

（十六）デタラメ限りない伊方町と周辺市町の原子力防災体制

（十七）被告の国が原発は安全と保証した。だから避難訓練はやらないと主張する伊方町

（以上は前号までに記載ずみ）

（十八）まとめ

以上（一）から（十七）の各項目で明らかになったことは次の通りである。

①災害対策基本法では、その施行令で「放射性物質の大量の放出」を災害として位置付けている。即ち、放射能災害への災害対策の必要を認め定めている。

②しかし、同施行令の制定から１８年間、即ち、１９７９年４月３日まで、右の「放射性物質の大量の放出」に対する災害対策は、自然災害あるいは船舶の沈没等の事故と同列に見なされたままにされ、具体的な原子力災害への対応についての災害対策は設けられなかった。

③また、本件２号炉立地町の伊方町においても、１９７７年１２月まで、原子力防災計画は制定されていなかった。さらに、その内容が、原子力災害に対応するマニュアルで制定されたのは、それより４年後の１９８１年１２月２日だった。

④ところが、本件許可処分は１９７７年３月３０日に成されている。したがって、本件許可処分時には、災害対策基本法及び政令中にも「原子力災害」に対応する防災対策はなかった。そのことは、全国の原発立地市町村協議会が、ＴＭＩ事故後から毎年、被告に対して原子力災害特別措置法の制定を要求し続けていることからも明白である。

⑤また、右許可時点においては、原発立地町の伊方町においても、自然災害に対する防災計画があったのみで、原子力防災計画そのものが、全く制定されていなかった。

⑥しかし、被告は、許可処分から２年１ヵ月後に自然災害等と原子力災害との違いを認め、原子力災害に対しての防災対策の再点検を指示し、本件安全審査に関わる原子力安全委員会も、許可処分から３年４ヵ月後に「原子力発電所等周辺の防災対策について」を決定、被告に報告した。③で示した通り、この報告をうけて、伊方町においても、原子力防災マニュアルが初めて付与されたのである。

⑦即ち、右の⑥によって、被告及び原子力安全委員会は、それまでの災害対策基本法及び政令、その他のものによってのみでは、原子力防災の対応はできないものであったことを明確に認めたのである。

⑧また、念のために明らかにした許可処分後につくられた報告書も、その実態は「作文」にすぎず、法的裏付けを欠いているため、今日にまで、四国電力を含め原発設置者の電力会社に事故通報の基本的原則すら守らせることのできないものだった。

⑨その結果、原発周辺住民は、原発の事故発生すら知らされず、全く無防備のままに放置される事態が相次いでいる。

⑩被告は「提言」の域を出ない報告書しか、各自治体に示していないため、先の（十六）、（十七）で明らかにした通り、伊方町をはじめ保内町、八幡浜市における原子力防災計画は単なる紙切れ同然のままのものとなっており、ひとたび大事故が発生すれば、想像を絶する事態と被害を住民が被ることは避けられない現状である。

結論

被告は本件訴訟において「安全審査は、現実に事故が発生した場合の要否を判断するものではない。なお、現実に事故が発生した場合における避難対策等のいわゆる防災対策については、災害対策基本法により別途措置されることとなっている」（被告書面（八））と主張している。しかし右（一）～（十七）及びまとめで明らかになったのは、本件許可処分時点においては「放射性物質の大量放出」を災害と認める政令はあっても、被告が本件許可処分後に自ら必要と認め、決定した「原子力防災対策」は存在していなかった。

従って被告が、本件安全審査の対象としなかった、との主張と並べて「別途措置されている」と主張した「別途措置」とは「自然現象または大規模な爆発に起因する災害」に係わる対策のことであり、原子力安全委員会が本件許可処分より３年４ヵ月後に明言した「原子力の防災計画の整備をはかり、万一の場合に備えて－普段から準備が必要である」との「措置」ではなかった。右の措置は、本件許可処分時においては、被告の段階でも、そして２号炉立地町の伊方町においても、その字句すらカケラも存在していなかったからである。

即ち、被告は本件許可処分の際に必要要件とされている安全審査において、万一の事故に際しての原子力災害から公衆を守る制度、方法、手段等が、どう保障され備えられているか－が全く審査されていないことを正当なものとするのであれば、もう一方の災害対策基本法及び政令において、右、被告が許可処分後に必要と認めざるを得なかった「原子力の防災計画の整備－普段からの準備」が、どのように制定、保障されているか－について、法及び原発立地町、周辺地域について確認しなければならない。

そうでなければ、原発立地町及び周辺地域住民は、本件許可処分に際して、万一の事故の際の「公共の安全の確認」について何一つ